

平成 24 年第 2 回定例市議会一般質問議事録抜粋

みなさん、こんにちは。新生市民クラブの大塚正俊です。通告しております 4 点について質問します。

1. 防災対策

(1) 地域防災計画の見直しについて

■ 中津市は現在、国、県と連携した地域防災計画の策定を進めています。国は防災基本計画を平成 23 年 12 月 27 日、県は地域防災計画の修正を平成 24 年 3 月 7 日公布しました。しかし、内閣府の南海トラフ巨大地震モデル検討会は、平成 24 年 3 月 31 日に震度分布・津波高の推計結果の第一次報告として、中津市は震度 5 強、津波高さ 3.1m と公表し、今後津波による浸水域の推計や詳細な津波高を検討していく予定となっています。そこで、市として地域防災計画の見直しをいつまでに行う予定なのか最初にお聞きします。

(2) 原子力災害対策について

■ 中津市は、停止中の伊方原発から約 100 キロメートル、玄海原発から約 125 km、建設予定の上関原発から約 85 キロメートル圏内に入っています。香川県では、防災計画に 130 キロメートル以上離れた愛媛県の伊方原発に対する項目を盛り込むことを、今検討しています。

5 月 18 日の大分合同新聞に掲載された九州大学竹村准教授の試算では、玄海、川内原発から放射性物質「セシウム 137」が福島第 1 原発事故と同量放出されたと仮定した場合、原発から約 150 km 離れた国東半島も 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超える地域が対象となる計画的避難区域並みの汚染となり、中津市も同レベルと推計しています。

このような状況を踏まえて、地域防災計画に「原子力災害に対する防災対策」を追加すべきと考えるが如何ですか。以下の質問については、質問席の方でさせていただきます。

《答弁》今回の地域防災計画の見直しは、県と市町村が一体となって作業を進めてまいりました。そこで、現在、見直し素案は出来上がっており、県再検討委員会で確認した 6 月から 7 月を目途に防災会議を開催し、計画の見直しとする予定でありました。

しかし、見直しを行う上で重要となります津波高及び津波浸水域は、現時点ではあくまでも暫定数値であることから、6 月から 7 月にかけて公表が予定されています内閣府南海トラフ検討会による 10m メッシュでの津波高、津波浸水域によっては再度の見直しが必要となります。内閣府からの数値が 1 年、2 年先であれば、現時点で、見直しを行う必要がありますが、「6 月中に決定しその後公表する」というスケジュールが示さ

れている状況でありますので、市民の皆様を混乱させないためにも、内閣府の数値を待って、見直しをしたいと考えています。

《答弁》次に、「原子力災害に対する防災対策」を地域防災計画にということですが、原発事故に対する初期対応や情報共有など、危機管理体制の整備は重要であると認識しています。ただ、具体的根拠もなく市独自の判断において対応することは避けるべきと考えています。やはり、国が科学的根拠に基づく検証をおこなったうえで、安全基準の策定・問題点や対策などの情報開示を行うと思われしますので、その状況を踏まえた上で、今後県と調整して参りたいと思います。本年5月1日、県・市町村で構成する「大分県防災推進委員会」が新たに設置されました。今後、この委員会の中で、危機管理体制や県、近隣自治体との連絡態勢の整備、避難区域の決定、避難所での汚染検査の実施などの原子力災害対策などが検討されていくものと考えています。

■ 地域防災計画は、自主防災組織の避難訓練等に影響するため、手戻りが無いように南海トラフの巨大地震モデル検討会の最終報告を待って作成すべきと考えます。まずは、地域防災の組織づくりだと考えています。

原子力災害対策については、平成19年3月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づく「中津市国民保護計画」を策定しています。その中で、「市地域防災計画は、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法については、国民保護措置と共通する部分が多い。国民保護計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。」としています。

具体的には計画書の中で、武力攻撃原子力災害への対処として、「市内には原子力事業所はないが、市は、県外の原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、住民の避難誘導、安定ヨウ素剤の配布、食品等による被ばくの防止等の措置を講ずる。」と規定しています。そこで、国民保護計画との整合はどのように考えているのかお聞きします。

《答弁》国民保護計画での原子力災害対応は、武力攻撃というおよそ平時においては発生しえない事態を想定したものであり地域防災計画とは原因・趣旨が異なるものと考えていますが、いずれにしても今後県と協議してまいります。

■ 原子力事故は、武力攻撃と同じように平時においては発生しえない事態ではないですか。東日本大震災の教訓から国・県はあてにならないことが明らかになりました。最終的には、市民の安全と健康を守るのが基礎自治体の使命であるということを肝に銘じて検討を求めます。

（3）地域防災の組織づくりについて

■ 昨年の3.11東日本大震災の教訓から自主防災組織の強化と日頃の避難誘導訓練の実施が求められています。自主防災組織は、現在388自治会の内、263自治会で

設立され、125自治会が未結成となっています。そこで、自主防災組織の結成と機能する組織への再編の進め方、自主防災組織化・活動マニュアルの作成についてお聞きします。

《答弁》中津市における自主防災組織の組織率は67.8%ですが、防災訓練の実施では初期消火訓練が主となっております。

東日本大震災では、地区で助け合うことで、犠牲者を出さず安全に避難できたという事例もあることから、今後は未組織の地域での組織化を図るとともに、組織活動の活性化が重要となります。

そこで今後は、組織の結成を促すことは勿論のこと、機能する組織とするため、県防災アドバイザーなど専門家を招へいしての講演会の開催や防災リーダーとなる防災士を今年度100名養成したいと考えています。また、併せて、「自主防災組織活動マニュアル」を作成したいと考えています。

- 喫緊の課題として、自主防災組織の設立、再編や防災士の育成強化を早急に働きかけ、今津校区の取り組みを参考に、各校区・自治会単位で防災訓練を実施すべきと考えるが如何か。

《答弁》自主防災組織には、まず地域における危険箇所や避難場所、要援護者の所在などを記入した「防災マップ」の作成、そしてこの防災マップを利用した図上訓練や実際に避難する実地訓練を実施していただく中で、地域防災力を高めていただくこととなりますが、一朝一夕にできることではありません。そこで、今後、市が地域に入り、自主防災組織で行う事項について説明をしていく予定であります。また、併せて今後設置を予定しています「自主防災組織連絡協議会」の中でも、研修や意見交換を行うとともに、進んでいる防災組織の見学などを行う機会を設け、防災訓練が行える組織づくりを整えていきたいと考えています。

(4) 津波防災地域づくり推進計画の策定について

- 昨年12月27日施行された津波防災地域づくりに関する法律は、「津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図る」ことを目的に制定されました。そこで、法第10条に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を策定すべきと考えるが如何ですか。

《答弁》市町村は、法第8条第1項に規定されている県から指定される津波浸水区域を踏まえて、ハード・ソフトの施策を組み合わせた推進計画を作成することとなりますが、計画作成の基礎となる県からの津波浸水区域の設定が現時点ではなされていません。また、津波に対する施策を実施するに当たっては中津市の特性を踏まえた施策の実施は当然のことですが、やはり、県・市町村が緊密な連携・協力の下、実施する

必要があります。そこで、他県にあっては、推進計画作成に当たり、県・市町村・関係機関が一体となり協議を進めているところもあることから、推進計画の策定に当たっては、今後県と協議を進めてまいりたいと考えています。

- この推進計画では、県の画一的な計画ではなく、有利な補助メニューによって様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせた津波防災づくりの姿を地域の事情に応じて描くことが可能であり、策定に向けて準備に着手することを強く求めます。

2. 大貞総合運動公園の整備

(1) 総合運動公園のレイアウトについて

- 市では、平成26年度完成を目指して、中津競馬場既舎団地跡約10・7ヘクタールに、総事業費約30億円を投資して大貞総合運動公園の整備を進めています。

これまでの議会での論議の中で、大貞総合運動公園の整備に当たっては、野球場のみならず、農業フェア等のイベント広場、ダイハツアリーナと一体となった防災拠点基地、食料・水等の備蓄基地、一時避難所等として使用できる多様な機能を持ったものとし、広く市民が利用できるように検討していく方針が出されています。また、総合運動公園の整備に伴って交通量の増加や浸水被害に対する住民の不安が生じています。そこで、6月中には実施設計が出来上がると聞いていますが、具体的には、どのような施設・機能をどのように配置しているのかお聞きします。

《答弁》公園施設については、「硬式野球場」。グループや家族連れで遊べ、また、グラウンドゴルフが2コースとれる「芝生広場」。幼児、児童を対象とした「遊戯広場」。活動的なスポーツが行える「多目的広場」。軽スポーツやレクリエーションが行える「健やか広場」。また、外周に遊歩道と休憩所を配置した「修景池」など、子どもから高齢者の皆様が総合的に利用できる公園計画としています。

また、野球場のスタンド下には2ヶ所の備蓄倉庫を備え、災害時には野球場グラウンドは、緊急時等のヘリポートの離発着基地として使用できますし、芝生広場や多目的広場等は、一時避難場所や食糧品・飲料水、テント等の一時備蓄施設等として、更に、公園駐車場は、緊急車両や救急車両等の活動拠点として使用することができます。

- 大貞総合運動公園内の駐車場の配置ですが、ダイハツアリーナ、野球場で同日に利用があった場合、合計の収容人員が4100人となり、公園利用者を400人とすると合計4500人が利用することとなります。1台に3人乗車と仮定すると1500台分が必要となります。ダイハツアリーナ東側の多目的広場は、車乗り入れ口がないため、改修工事が必要となりますが、臨時的駐車場として整備してはどうかと思うが如何か。また、同日に利用があった場合の必要な駐車台数と駐車可能台数は

《答弁》公園内の駐車場については、今回整備する駐車場は3ヶ所で駐車台数は普通車で476台、バスが6台です。

日曜日等で野球場とダイハツ九州アリーナが同時にイベントを開催した場合の駐車場の確保についてですが、シャトルバスや貸し切りバスを利用した場合のマイカーの利用者台数は、運動公園利用者が約171台、野球場利用者が約410台、ダイハツ九州アリーナ利用者が約330台の合計 約911台と算定しています。

その場合の駐車場の確保については、新設の3ヶ所476台に加えて、既存の第3駐車場(96台)、更に、仮設駐車場として多目的広場(2ヶ所・674台)を活用したいと考えております。その場合の駐車可能台数は、合計約1,246台になり、確保できると思われます。

(2) 周辺環境対策について

■ 交通安全対策として、ダイハツアリーナ北側、南東側、県道臼木沖代線の3ヶ所の交差点の信号機の設置の時期、公園内の速度制限、駐停車禁止規制、防護柵等の安全対策についてお聞きします。

《答弁》まず、防護柵等の設置状況ですが、公園内道路交差点の園路部分や、歩道、広場への車両乗り入れ防止対策として、順次車止め等を設置しており、今後も整備して参りたいと考えております。また、交差点の信号機設置につきましては、地元からの要望書の提出がありましたので、中津警察署を通じて大分県公安委員会へ、現在進達をしているところですが、設置時期につきましては未定であります。中津市としても、交通安全対策には万全を期すため、交通規制標識等の設置も含めて、引き続きお願いをして行きたいと考えております。

■ 同時開催時に交通渋滞が発生することが想定されるが、車の排除計画と右折路線の新設、シャトルバスの停留所の設置についてお聞きします。

《答弁》交通渋滞が発生する状況は、ダイハツ九州アリーナと野球場等でのイベントが同時にあった場合には想定されます。その場合の対策としましては、車両の入園時と退園時で車両動線を区別し、渋滞が起きないような方法を考えております。

例えば、まだ案の段階ですが体育館の利用者は一方通行にしたり、野球場等の利用者は2ヶ所の出入口を利用してもらうなど、また、誘導看板を設置したり、イベントの主催者への周知徹底を行い、交通渋滞が起きないように努めたいと思います。

また、既設道路周辺交差点の右折路線新設につきましては、渋滞の解消として必要性は認識しておりますので、今後、交通安全対策と合わせて関係部署と調整してまいりたいと思います。なお、シャトルバスの停留所は、公園内の敷地内で予定したいと思いません。

■ 浸水防止対策として、この地区は、過去に豪雨時により浸水被害の出た地区であるが、公園整備に伴う雨水排除計画はどのように考えていますか。

《答弁》公園整備に伴う雨水対策につきましては、公園内に整備します「修景池」が雨

水の調整池を兼ねておりますので、公園内に降った雨はこの調整池に集まります。そこから排水ポンプによる排水調整を行いながら、下流へ放流する計画です。

下流の排水経路につきましては、既存の多目的広場の東にある「皿池」や「大悟法池」などを経て、清浄園や薦神社の東側を通る水路を予定しております。

その予定水路の改修につきましては、早期完成を目指して行きたいと思っております。

- 駐車場、周辺環境対策は、地権者、関係行政機関の協力が不可欠ですが、大貞総合公園の完成予定の平成 26 年度までに完了させることが必要十分条件と考えます。民間の開発行為では、これらが解決されるまでは供用できないのが原則であり、その気構えはあるんですか。

《答弁》駐車場につきましては、大貞総合運動公園完成までに整備します。その他交通安全対策や、雨水排水対策等の周辺対策につきましては、地元住民はもとより関係機関等と調整をして、早期に完了できるよう努めてまいりたいと思います。

- 総合運動公園の整備にあたり、周辺住民の不安解消と多くの市民が多目的に使用できるより良い施設を作るため、周辺住民に事業計画を丁寧に説明し、十分な検討と条件整備を進めることを強く求める。

(3) 永添野球場用地の今後の利用計画について、

- 大貞総合運動公園内の野球場建設に当たって、積み残された課題として永添野球場跡地の問題が懸案事項として残っています。そこで、新しい野球場が完成後の野球場の必要数は、

《答弁》永添野球場については、施設が老朽化により利用に支障があるため、それに代わるものとして新野球場の建設をおこなっていることや、野球場の数としては硬式公認の大会の開催以外は、現状で問題ないと認識しているため、新野球場完成後は施設の老朽化の問題も有り、廃止の方向で考えています。

- 年間約 1 千万円以上の借地料を支払っている永添総合運動場の野球場用地の今後の利用計画の考え方をお聞きします。

《答弁》現在、中津総合運動場は、都市計画上、「中津都市計画運動場」として指定されています。こうしたことを踏まえながら、借地問題と合わせて、今後の利用のあり方を考えていきたいと思っております。

- 永添野球場用地の利用に関する検討委員会を設置して、早急に方向性を決定すべきと考えるが如何ですか。

《答弁》今後については、「中津市スポーツ推進審議会」に地元関係者や競技関係者も

加えて協議していきたいと考えています。

3. 道の駅の整備について

(1) 現在の進捗状況について

- 現在、6次産業の推進にむけて総事業費8億3000万円をかけて、国道10号線の加来地区に、農産物直売施設と駐車場が一体となった道の駅整備を進めています。農産物直売所は平成24年度完成、トイレ・休憩情報発信施設を平成25年度完成に向けて鋭意事業が進められていると聞いています。この施設には市民の期待、関心も高いわけで、整備目的を達成するため、十分な検討が必要と考えています。そこで、現時点における開発行爲申請や造成工事、農産物販売所の設計、建築確認申請の進捗状況はどうなっているかお聞きします。

《答弁》これまでの進捗状況は、開発行爲の調整については（当初23年度末が平成24年8月の見込み）造成工事については（平成24年5月～10月予定が平成24年9月～平成25年2月）となり、直売所の完成については平成25年9月頃の予定であります。今後は造成工事を進めていき、地域振興施設（JA）簡易パーキング・トイレ・情報発信休憩施設（道路課）外構工事（農政水産課）を整備していきます。

(2) 道の駅の整備方針について

- それでは、道の駅の整備コンセプトと基本方針についてお聞きします。

《答弁》道の駅の整備コンセプトは、「ひと」が集まり「交流」が生まれる田園の中のいこいの里としています。道の駅の整備基本方針は、

「ひと」「まち」「みち」をつなぐ道の駅

- ・中津市の魅力を広くアピールする情報発信の場、一万円札の肖像・明治を代表する文化人で有名な福沢諭吉の出身地という地域の歴史や文化を伝える場としての「拠り所」の役割を果たす。
- ・八面山への眺望や田園ののどかな雰囲気を活かした人と人、人と地域、地域と地域を結ぶふれあいの場として、中津市の新たな地域活性化の拠点づくりを行う。

誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン」の道の駅

- ・障害を持つ人や高齢者、子ども、外国人など、様々な人が使いやすい施設として整備し、立ち寄った人々の疲れを癒し、暖かくもてなす憩いの里づくりを進める。

地産地消にこだわった道の駅

- ・中津市の豊富な農林水産物をもとに地産地消にこだわった「食」の提供や特産品販売の充実を図る。
- ・地元産の木材を使い、八面山や田園などの周辺景観に映える中津らしさ（城下町という歴史・風土）を表現した建物とする。

- 道の駅やまくには「ほたるの舞う夢の里」、耶馬トピア「豊かな自然に歴史が語る」、萩往還「維新のふるさと萩のまち、吉田松陰と出会う駅」という、分かり易いコンセ

プトに沿って整備されています。今回整備する道の駅のコンセプト、整備方針に沿った道の駅全体のパスはできているのかお聞きします。

《答弁》道の駅全体の整備は各担当部署別に取り組んでいます。農政としては用地の調整や地域振興施設として整備を行なうJAと現在調整を行っており、パス等の検討も含め、今後、整備方針に沿った施設となるようJAをはじめ関係課と協議を進めていきたいと考えています。

■ 農協に、分かりやすく道の駅の全体像を提示しないと、絵を描くことは難しいと考えます。では、現在の計画の中で、魅力のある、出かけて見たくなるような仕掛け、道の駅の目玉施設、商品は、

《答弁》現在、用地等の調整に全力で取り組んでいる段階で、様々なご意見を受けている状況であります。道の駅全体のコンセプトが重要であることは認識していますので、今後これらの意見を参考に施設整備を行なうJAや関係課による道の駅全体の管理運営について、庁内での調整会議により魅力ある施設になるよう進めていきます。

■ 例えば、中津市の入り口に位置するため、城下町中津をイメージして国道10号線に冠木門や大手門をかけるとか、福沢諭吉の銅像や中津の先哲者の像が並ぶ福沢諭吉の里づくり、今回の発掘調査や国指定史跡の長者屋敷かんが遺跡等をモチーフとした古代遺跡の里づくり、仕掛けとしてスイーツ等の食べ放題、野菜の100円ショップ、コンビニ・薬局の併設等は、如何ですか。

《答弁》周辺には、類似の施設があり従来から特色のある施設整備としての提言を受けしており、議員提案のアイデアを参考にさせていただき調整会議の中で進めていきたいと思えます。

■ 雇用の拡大、農産物販売所の農産物の利用促進による6次産業の推進に向けて、国の補助事業を活用して農産物直売所と飲食店(バイキング)を併設してはどうですか。

《答弁》現在、中山間地域の活性化策として、農産物の生産拡大や6次産業の推進を施設整備と絡め関係機関と進めており、議員提案については、より多くの集客を図るためにも効果的な施設であると考えられますので、まずは直売所等の運営状況を検証しながら必要に応じて進めていきたいと考えています。

■ 直売所単独の今の計画で、多くのお客様が来るはずがないと危惧しています。魅力ある道の駅の整備、直売所とバイキング等の飲食店をセットで整備してこそ効果が出ると考えます。残念ながら、現段階の計画では、基本方針に沿った道の駅として、集客能力のある施設に成り得るとは到底考えられません。道の駅全体をトイレ・休憩情報発信施設等の完成予定である平成25年度まで、庁内検討委員会を設置し、専門家

の意見を踏まえてじっくりと腰を据えて検討すべきと考えるが如何ですか。

《答弁》先程の進捗状況でお答えしたように、農林水産物等直売所の整備は平成25年度にずれ込むことになりました。議員ご指摘のとおり、しっかりとした施設整備とするためにも、庁内での調整会議や関係機関との連携など体制強化を行ない進めていかなければと考えています。

4. 臨時、嘱託職員の労働条件の改善について

(1) 臨時、嘱託職員の実態について

■ 平成23年度における中津市内の給与収入金額の段階別状況では、給与収入金額が200万円以下の納税義務者は、全体の28,724人中6,675人、約23.2%を占めています。今、中津市で働く臨時・嘱託の報酬は、ワーキングプア層のボーダーラインといわれる年収200万円に達しているのでしょうか。1日8時間、週5日、52週にわたり休みなく働いて年収200万円に達するには、最低でも時給962円、日給7,696円が必要です。そこで、臨時、嘱託の数と正規職員の数についてお聞きします。

《答弁》職員の数については、消防・病院を除いて正規職員が721名です。臨時・非常勤職員の職員数ですが、短時間勤務等の職員を除いて、臨時職員が205名、非常勤職員が222名です。

■ 全職員1148名の内427名、37.2%が臨時・嘱託職員、いわゆる官製ワーキングプアとなっているのではないでしょうか。それでは、一般事務及び教育補助員、保育士、学校図書館司書、幼稚園嘱託員、図書館司書の臨時、嘱託職員の賃金・報酬、有給休暇、手当について伺います。

《答弁》賃金、有給休暇、手当についてですが、まず賃金については、一般事務及び教育補助員が月額5,400円、保育士が月額6,500円であり、嘱託報酬として学校図書館司書、幼稚園嘱託員、図書館司書がそれぞれ月額136,000円と決められております。有給休暇につきましては、6月を超える任用期間の場合は10日間、4月を超え6月以下の任用期間の場合は5日間の有給休暇を付与しております。また、その他の手当として、通勤手当を通勤距離に応じて支給しています。

■ ボーナスは無いんですね。そうするとワーキングプアと言われる市内の年収200万円以下の6675人の内、市の臨時・嘱託職員が427人、約6%も占めていることになりますね。それでは、臨時・嘱託職員について、6月1日時点で引続き募集をかけている職場と欠員が生じた原因、解決策についてお聞きします。

《総務部答弁》平成24年6月1日時点で引続き募集をかけている職場ということですが、第2・第3・第5・真坂・深秣・下郷の各保育所において代替職員にて対応して

いるであり、これらの保育所で引き続きハローワーク等で求人を行い12名の保育士の確保に努めています。

その原因と解決策についてですが、保育士の確保が困難な理由として、勤務条件の問題、また、全体的な問題として、一旦離職した方が保育士として再就職することが少ないのではないかと考えられます。

解決策としては、これまでも平成19年度に通勤手当の支給を開始するなど臨時・非常勤職員の待遇改善を図ってきたところですが、今後も現状を踏まえて、必要に応じて臨時職員の嘱託職員化など雇用形態の見直し等の改善を図りたいと考えています。

《教育委員会答弁》平成24年6月1日時点で教育委員会における欠員が生じている職場ということですが、学校図書館司書2名、幼稚園嘱託員1名となっております、いずれも資格を必要とする職種となっております。

幼稚園教諭の配置について、園児30名あたり1学級を基本とし、学級数プラス1名を配置することとしています。

よって、新年度の園児数がほぼ確定してからでないとなれば必要職員数が決められないため、2月末時点での入園希望数をもとに必要職員数を決定します。

そのため、私立幼稚園と比べ、募集開始の時期が遅れ、即時ハローワークに求人募集を行っても募集を開始した時点では、新卒有資格者の就職先が既に決まってしまうことなどが考えられます。

学校図書館司書については、平成24年度から中学校を拠点校として10名を雇用し、小中連携での読書活動推進と学習活動支援などのために、中学校ブロックに1名を基本として配置を計画しております。

引続き募集をかけるに至った理由としては、募集開始時期が遅れ、募集期間が短かったこと、有資格者がいても、勤務経験の無いことによる戸惑いなどが考えられます。

3月からハローワークに求人募集をお願いし、6月1日時点では8名でしたが、現在は10名確保できています。

解決策としては、いずれも早期からの募集開始や該当分野で就職していない有資格者の掘り起こしなどにより人員確保に努めます。

また、学校図書館司書については、経験不足による戸惑いを無くすため、配置前には研修を行い、職場や職務内容への不安を無くし、人員確保に努めます。

- 幼稚園や保育士の報酬、賃金は県下自治体で最低水準だから確保ができないんですよ。生活できる賃金への引上げと12か月雇用の嘱託職員への職種変更をすべきです。また、欠員を生じさせないためにも、1月段階からの早期募集を実施することを強く求めます。

(2) 保育所の臨時・嘱託職員の充足について

- 6か所の各保育所において12名分が代替職員にて対応しているということですが、代替職員や11ヶ月雇用の臨時職員ではクラスを1年間担任できなく、子どもたちが安心して保育を受けることが難しいと考えます。そこで、市の保育所で臨時職員と12

ヶ月雇用の嘱託職員が混在している理由をお聞かせ下さい。

《答弁》臨時職員と嘱託職員が混在している理由についてですが、以前はすべて臨時職員として任用しておりましたが、平成20年当時、耶馬溪・山国支所管内で保育士の人員確保が非常に困難であったことから、耶馬溪・山国支所管内の保育所について臨時職員から嘱託職員に変更したという経過があり現在に至っているものであります。

■ 現在の、公立保育所における正規職員と臨時・嘱託職員の比率と正規職員を採用しない理由をお聞かせ下さい。

《答弁》保育所における正規職員と臨時・非常勤職員の比率は、正規職員27名に対し、代替を除いた臨時・非常勤職員47名で、臨時・非常勤職員の比率は63.5%となります。また、正規職員の採用についてですが、民間保育所との競合の問題や、現在、国において検討されている「子ども子育て新システム」の方向性については大きな問題であり、制度改正も踏まえて慎重に対応すべき必要があることから、今後の国の動向や雇用情勢等を総合的に勘案して判断したいと考えています。

■ 答弁の内容は、認定こども園制度がスタートした平成18年10月以降の平成22年度に、公立保育所の重要性から正規保育士を採用したこととの整合性が取れていませんね。是非、正規職員を採用することをお願いして質問を終わります。

今、保育所職員の63.5%が臨時、嘱託職員となっており、募集しても臨時職員を充足することができない状況は、早急に改善しなければなりません。幼保一元化を目指した国の認定こども園は、制度設計の問題もあり全国の認可保育所の4%程度となっています。子ども子育て新システムも見通しが立たず、現状の保育所と幼稚園の関係が変るものではないと認識しています。

そこで、クラス担任を臨時職員が担う状況にまで正規職員が減少している状況を打開し、より質の高い子育て支援を実施するため、最低でも半数は正規職員を確保すべきと考えます。また、保育士12名の臨時・嘱託職員を早急に確保するとともに、待機児童、空き待ち児童をつくらないためにも臨時、嘱託職員を十分確保できる労働条件の改善を強く求めて質問を終わります。

※アンダーライン部分は、時間の都合で発言できなかった箇所です。